

「旧里道・旧水路」の管理について

平成12年4月1日に施行された「地方分権一括法」により、

- 現に機能を有している里道・水路の法定外公共物は、平成17年3月末までに、市町村へ譲与（無償譲渡）
- 機能を喪失したものについては、平成17年4月以降、国（財務局・財務事務所）において直接管理を行うこととされました。

これにより、現在、機能を有する法定外公共物は市町村が管理しており、又、機能を喪失した旧法定外公共物は国（財務局・財務事務所）において管理・売払いをしています。

豆知識

「法定外公共物」とは？

道路法、河川法等の適用又は準用を受けてない公共物のことです。「里道・水路」がその代表的なものとされています。その総面積は、約4,300km²と推計（昭和42年建設省）されていることから、みなさんの身近にも多く存在しています。

Q 「機能を有しているもの」とは？

里道又は水路として、現に、公共的な用途に使用されているもの。



〈 里 道 〉



〈 水 路 〉

Q 「機能を喪失しているもの」とは？

里道又は水路としての機能を失い、現に、公共的な用途に使用されていないもの。



〈 旧 里 道 〉



〈 旧 水 路 〉

※現況では機能がないと思われる里道・水路でも、市町村所管の場合がありますので、正確な所管の確認は、該当市町村又は財務局・財務事務所までご照会下さい。